

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領

－林業分野の基準について－

令和6年9月

法務省・農林水産省編

(制定履歴)

令和6年9月30日公表

- 法務大臣は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定）にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する重要事項等を定めた特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、林業分野についても「林業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（令和6年3月29日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）及び「林業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領（令和6年4月19日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・農林水産省。以下「分野別運用要領」という。）が定められました。
- また、法第2条の5の規定に基づく、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、林業分野についても、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき林業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（令和6年農林水産省告示第1776号。以下「告示」という。）において、林業分野固有の基準が定められています。
- 本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項を定めることにより、林業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。

第1 特定技能外国人が従事する業務

【関係規定】 法別表第1の2「特定技能」の下欄に掲げる活動 一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動	特定技能基準省令第1条第1項 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。 一 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人に従事させるものであること。 二～七（略）
分野別運用方針（抜粋） 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 （1）1号特定技能外国人が従事する業務 林業（育林、素材生産等）	分野別運用要領（抜粋） 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 1号特定技能外国人が従事する業務 林業分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3（1）に定める試験区分及び運用方針5（1）に定める業務に従い、上記第1の1（1）の試験合格により確認された技能を要する業務（育林、素材生産等の作業）をいう。 あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：

林内で行う林産物の製造・加工、冬季の除雪作業等）に付随的に従事することは差し支えない。

【主たる業務】

- 林業分野において受け入れる 1 号特定技能外国人は、特定技能基準省令第 1 条第 1 項に定めるとおり、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事することが求められるところ、分野別運用方針及び分野別運用要領に基づき、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。
- 林業分野においては、育林、素材生産等の業務に従事する必要があります。

【関連業務】

- 分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。
- なお、関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されます（注）。

（注）専ら関連業務に従事することは認められません。

- ・ 特定技能所属機関が生産した林産物を原料又は材料の一部として使用して林内で行う製造又は加工の作業
- ・ 特定技能所属機関による林産物の生産に伴う副産物（樹皮、つる等）を原料又は材料の一部として使用して行う製造又は加工の作業
- ・ 機器・装置・工具等の保守管理
- ・ 資材の管理・運搬
- ・ 特定技能所属機関が業務で使用する事業所等の清掃作業
- ・ その他特定技能所属機関で林業の業務に従事する日本人が通常従事している作業（冬季の除雪作業に従事する場合等）
- ・ 事務作業

等

【相談窓口】

- 特定技能外国人が従事する業務内容に関する詳細については農林水産省林野庁にお問い合わせください。問合せ先については、農林水産省林野庁のホームページを御覧ください。

（URL： <https://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/gaikoku.html>）

【確認対象の書類】

- 林業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第 1 7
－ 1 号）（特定技能所属機関）

第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

イ～ロ（略）

ハ 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ホ～ヘ（略）

二～六（略）

分野別運用方針（抜粋）

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

林業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者とする。

（1）技能水準（試験区分）

「林業技能測定試験」

（2）日本語能力水準

ア 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」

イ そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの

分野別運用要領（抜粋）

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

2. 技能実習2号を良好に修了した者の日本語能力の評価

職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者として評価し、上記

第1の2（1）及び（2）の試験を免除する。

- 1号特定技能外国人として林業分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格が必要です。
- 修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。
- なお、林業分野においては、特定技能2号での受入れを行うことはできません。

【確認対象の書類】

＜試験合格者の場合＞

- 林業技能測定試験の合格証明書の写し
 - 日本語能力を証するものとして次のいずれか
 - ・ 国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し
 - ・ 日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し
- ＊ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。

第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～十二（略）

十三 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2 （略）

告示第2条

林業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

- 一 農林水産省が設置する林業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。
- 二 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。
- 三 協議会が行う情報の提供、意見の聴取、調査その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 四 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 五 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、前2号のいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。

- 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、林業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号に基づき告示をもって定めたものです。
- 特定技能所属機関は、林業分野の1号特定技能外国人を受け入れる場合は、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、協議会に加入し、加入後は農林水産省及び協議会に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。
- 特定技能所属機関が協議会に対し必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないこととなるため、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
- また、協議会では、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護を図るため、

林業分野に特有の事情に鑑み、固有の措置の設定について協議を行います。特定技能所属機関は、協議会で協議が調った事項に関する措置を適切に講じることが必要となります。上記の措置を講じない場合には、特定技能外国人の受入れができないこととなります。

- 特定技能所属機関が1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合には、当該登録支援機関は、農林水産省及び協議会に対し、必要な協力を行うものでなければなりません。
- なお、林業分野特定技能協議会に関する問合せ先については、農林水産省林野庁のホームページを御覧ください。

(URL : <https://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/gaikoku.html>)

【確認対象の書類】

- 林業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第17－1号）（特定技能所属機関）
- 林業分野特定技能協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）

第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条（略）

2 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第2条

林業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

- 一 農林水産省が設置する林業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。
- 二 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。
- 三 協議会が行う情報の提供、意見の聴取、調査その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 四 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 五 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、前2号のいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。

- 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準として、林業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第2項第7号に基づき告示をもって定めたものです。
- 基準の内容については、「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様のものとなっています。

【確認対象の書類】

- 「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様

【留意事項】

- 「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様

第5 上陸許可に係る基準

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第1条

林業分野に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号に規定する告示で定める基準は、申請人（出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令本則に規定する申請人をいう。以下同じ。）が、申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とすることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。

- 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、林業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号に基づき告示をもって定めたものです。
- 1号特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該特定技能外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、1号特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。
- 1号特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後5年間は、特定技能外国人の受入れができないこととなります。

【確認対象の書類】

- 林業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第 1 7
－ 1 号（特定技能所属機関））

別表（林業）

共通（特定技能1号・2号）	特定技能1号				特定技能2号
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
			職種	作業	
【特定技能1号】 林業（育林、素材生産等）	林業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）			

（注）修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。

林業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国籍・地域

生 年 月 日

記

林業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、育林、素材生産等であること。
2. 特定技能雇用契約において1号特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。
3. 農林水産省が設置する林業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。
4. 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。
5. 協議会が行う情報の提供、意見の聴取、調査その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
6. 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
7. 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、上記5及び6に規定する必要な協力を行う登録支援機関に委託していること。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日

年 月 日

作成責任者